

# 「見えない自由」

文学部 1 年 杉田純

## 目次

1. 社会認識
2. 理想社会像・問題意識
3. 現状分析
  - 3-1 学校におけるいじめとハラスメントの違い
  - 3-2 いじめの定義・様態
  - 3-3 いじめのきっかけ
  - 3-4 いじめが子どもに及ぼす影響
  - 3-5 現在のいじめへの対応
    - 3-5-1 スクールカウンセラー
    - 3-5-2 スクールカウンセラーの課題
  - 3-6 いじめの相談・発見
  - 3-7 現状分析まとめ
4. 原因分析
  - 4-1 臨床心理士の数
  - 4-2 スクールカウンセラーへの給与
5. 政策

## 1. 社会認識

現代はグローバル社会である。グローバル化によって、海外の人、もの、価値観などが日本にも流れこんできた。人権擁護の風潮もまた、グローバル化の中で日本に広がった。海外に人権擁護の風潮があったことは、1965年に人種差別撤廃条約が、1979年に女子差別撤廃条約が、1989年に子どもの権利条約が国連で採択されたことからわかる。

日本では1986年に中野富士見中学校において起きた中学生のいじめ自殺事件が報道され、世間の注目を多く集めた。子どもの人権に大きな関心が寄せられるようになり、いじめは社会問題の一つとなった。その後も重大ないじめ事件が報道される度に世間のいじめに対する関心は高まり、定義の変化、対策委員会の設置などのいじめ対策が講じられてきた。しかし、その数年後には世論の関心も低くなり、再び痛ましいいじめ事件が起きる、

というようなことがくりかえされた。

## 2. 理想社会像・問題意識

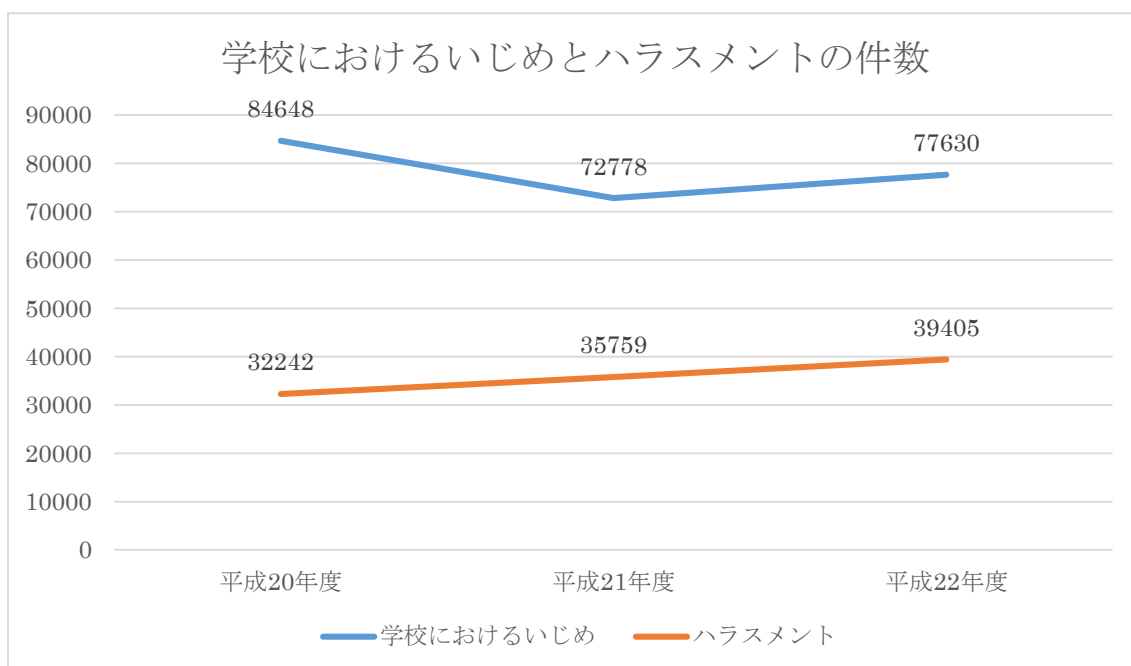
私の理想社会像は「安心できる社会」である。

安心している状態とは、個人個人の自己肯定感が高揚している状態を指す。自己肯定感が高揚している状態とは、アイデンティティに確信を持っていることである。アイデンティティに確信を持つには、「私」の持っている性質を把握することとその性質を他者に承認され、「『私』の思う『私』」すなわちアイデンティティに組み込まれることが必要である。多様な他者から承認を得ることで、アイデンティティに新たな性質が加わっていき、アイデンティティが強固なものになる。

私の問題意識は、「いじめ」である。なぜなら、「いじめ」はいじめの被害者にとっての他者に承認されることを侵害し、被害者が安心できないからである。

## 3. 現状分析

### 3-1 学校におけるいじめとハラスメントの違い



グラフ A (<http://no-pawahara.mhlw.go.jp/statistics/state> と <http://stopijime.jp/data> を参考に筆者作成)

上のグラフ A は学校におけるいじめとハラスメントの件数を表したものである。平成 20 年度から 22 年度まで一貫して学校におけるいじめの件数がハラスメントのそれを大きく上

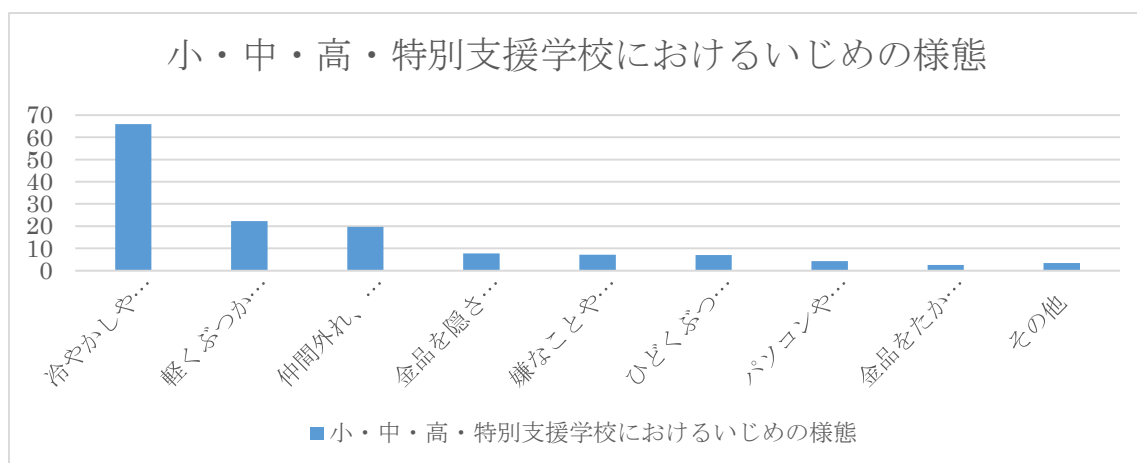
回り続けている。

そのため、本レジュメでは学校におけるいじめの方を重要視し、学校におけるいじめの分析、並びに対策を扱っていく。

### 3-2 いじめの定義・様態

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」で、起こる場所は学校の内外を問わないとされている（文部科学省のホームページより）。尚、ケンカはいじめには含まれない。心理的、物理的な攻撃が一方的である場合、それはいじめであると認められる。

いじめの様態には様々なものがある。グラフ B にその内わけと割合を示した。様態の内容は左から、「冷やかしゃからかい、悪口や嫌なことを言われる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、「仲間外れ、集団による無視をされる」、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」、「金品をたかられる」である。グラフ B をみると、いじめは「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が多くの割合を占めていることがわかる。いじめの大半は肉体的暴力や恐喝のような、外部から見えやすいものではないのである。



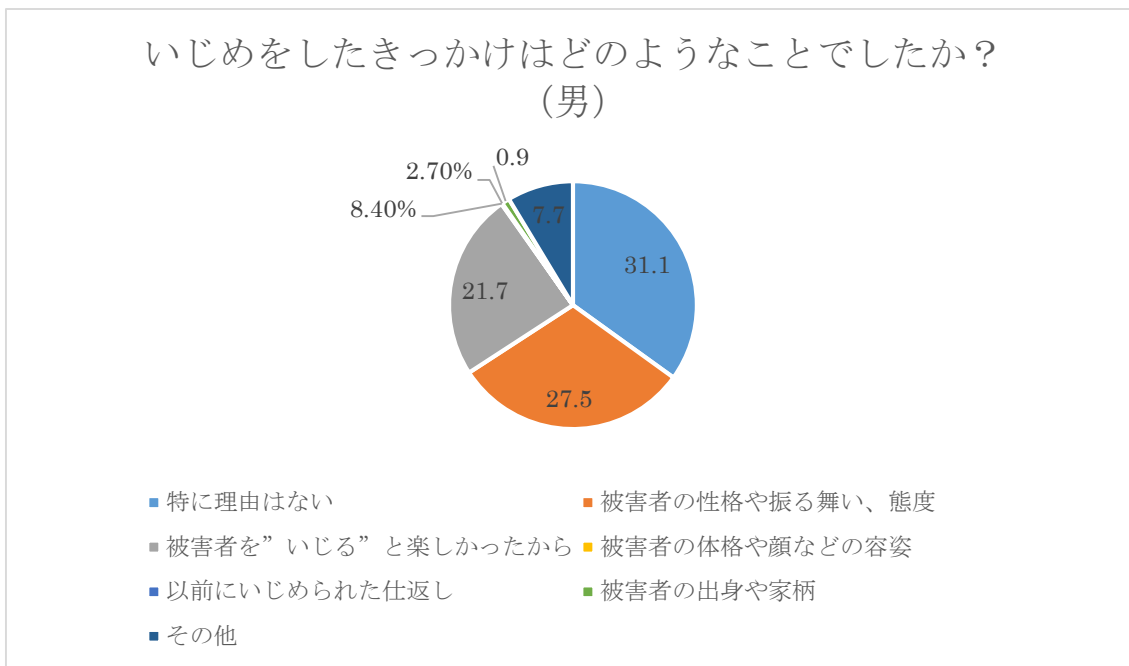
グラフ B

(単位は% [www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/.../1325751\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/.../1325751_01.pdf) 「(3-6) いじめの様態」を参考に筆者作成)

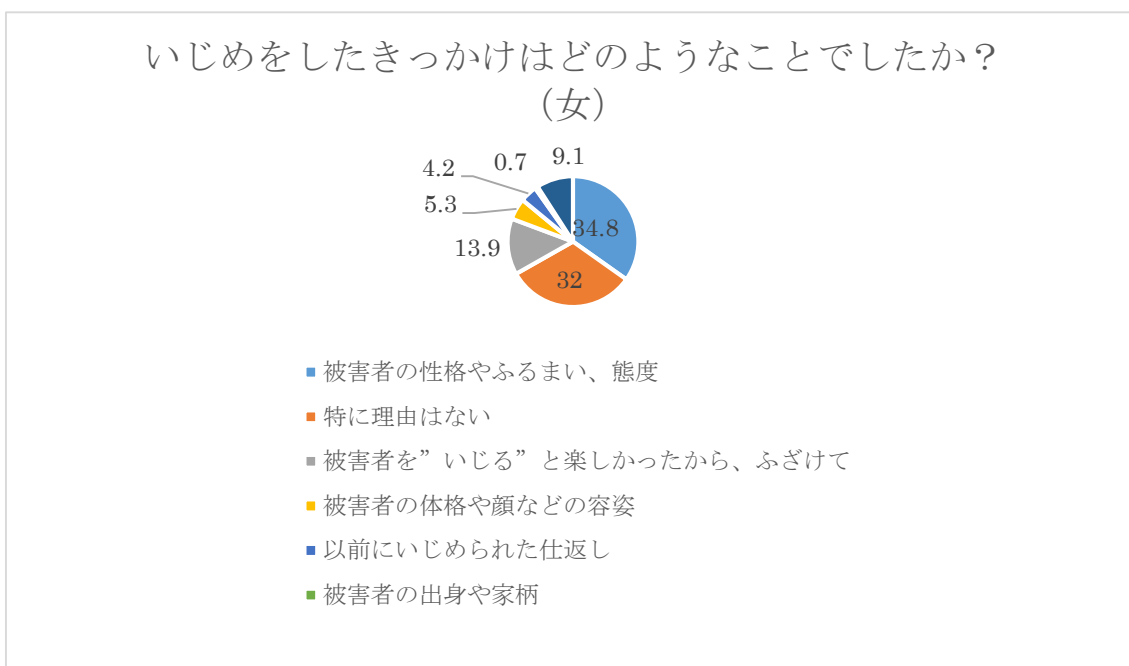
### 3-3 いじめのきっかけ

いじめの原因について記していく。グラフ C、グラフ D に男女別でいじめのきっかけに

ついでアンケートの結果を記した。「被害者をいじると楽しかったから」「被害者の出身や家柄」、「被害者の体格や顔などの容姿」など、いずれもいじめの加害者の主観的かつ一方的な理由が多いということがわかる。最も注目したいのが、男女ともに「特に理由はない」という回答が高い割合を示したことである。つまり、いじめは原因がはっきりしているものが全てではなく、それこそがいじめの根絶を極めて困難にしている要因であると考えられる。

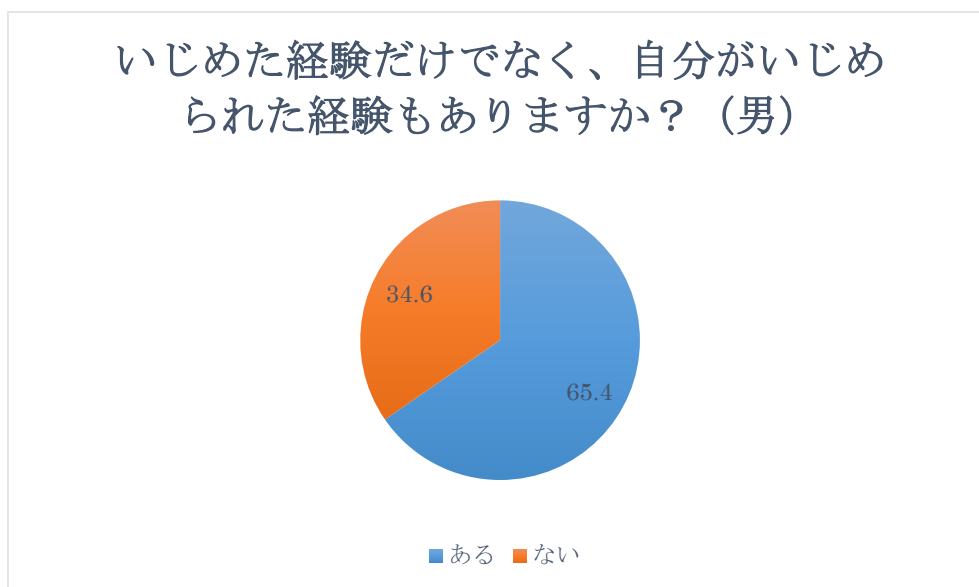


グラフ C (単位は% <http://info.nicovideo.jp/enquete/special/ijime/201208/> を参考に筆者作成)

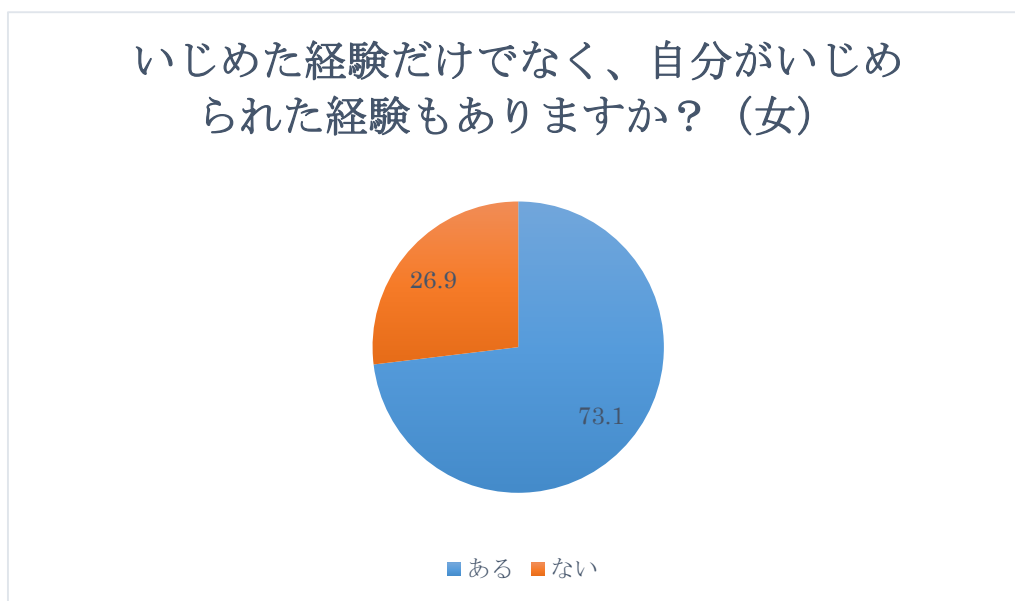


グラフ D (単位は% <http://info.nicovideo.jp/enquete/special/ijime/201208/> を参考に  
筆者作成)

### 3-3 いじめが子どもに及ぼす悪影響



グラフ E (単位は% <http://info.nicovideo.jp/enquete/special/ijime/201208/> を参考に  
筆者作成)



グラフ F (単位は% <http://info.nicovideo.jp/enquete/special/ijime/201208/> を参考に  
筆者作成)

グラフ E、グラフ F は「あなたは誰かをいじめた経験がありますか？」というアンケートに対して「いじめた経験がある」と回答した者を対象に、「いじめた経験だけでなく、いじめられた経験もありますか？」というアンケートを行った結果をそれぞれ男女別に示したものである。男女ともに「いじめられた経験がある」という回答が約 70%を占めている。

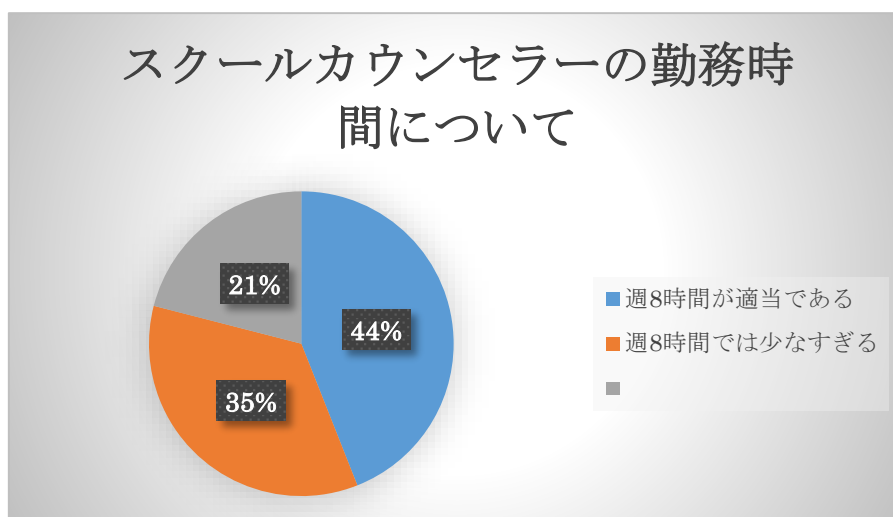
この結果から、いじめられた者は自分もいじめる側になる可能性が高いことがわかり、いじめは連鎖するということが推測される。

### 3-5 現在のいじめへの対応

#### 3-5-1 スクールカウンセラー

現在行われているいじめ対策として、スクールカウンセラーの設置が挙げられる。これは平成 7 年度から文部科学省（スクールカウンセラー設置開始当初は文部省）によって行われている。平成 18 年度には、全国で約 1 万校に設置・派遣されるようになった。その内訳は小学校 1697 校、中学校 7692 校、高等学校 769 校である。スクールカウンセラーは非常勤講師で、その 8 割以上が臨床心理士である。

#### 3-5-2 スクールカウンセラーの課題



グラフ G (<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kenshusho/07kokoro/H10/sc/sctomi.html> を参考に筆者作成)

上述のように、スクールカウンセラーは非常勤である。さらに、スクールカウンセラーの勤務体制は一週間に一度、週 4~8 時間の場合が多い。

グラフ G を見ると、三分の一以上のスクールカウンセラーはその 8 時間という勤務時間は少なすぎると考えていることがわかる。

さらに、地方によってスクールカウンセラーの設置・派遣に差があるという課題もある。平成 20 年度の学校保健統計調査によると、例えば東京都の中学校でスクールカウンセラーを配置していない学校の割合は 4.4%なのに対して鹿児島県のそれは 66.4%である。また、スクールカウンセラーの配置をしていても、週 4 時間未満の配置時間であったり、不定期配置であったりする地方もある。

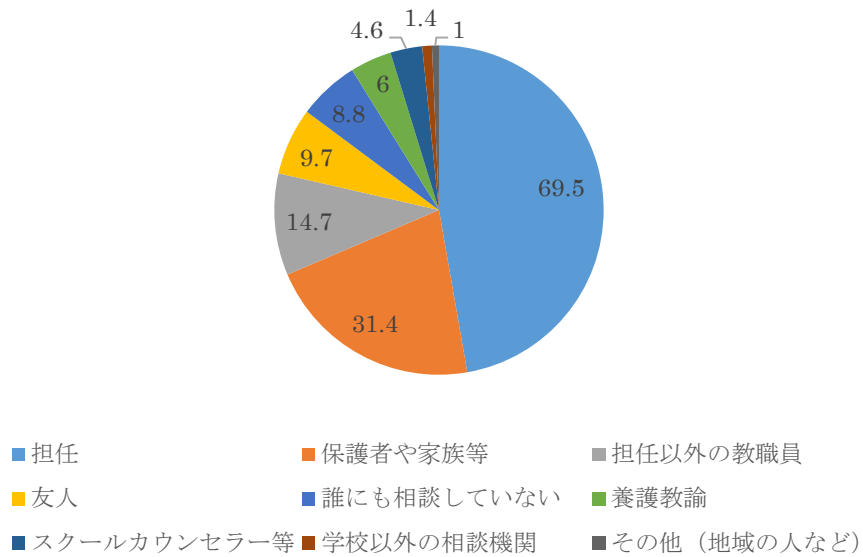
### 3-6 いじめの相談・発見

いじめられた時の子どもの相談先としては、保護者や担任などの身近な大人や、兄弟や友人などの身近な歳の近い子どもに加えて養護教諭や 3-4-1 で触れたスクールカウンセラーなど、様々な選択肢がある。また、教育相談センターや 24 時間対応のいじめホットラインなど、学校外にも相談機関は設けられている。

グラフ H は子どもがいじめられた時に相談した相手の割合を表したものである。「誰にも相談していない」の割合が 8.8%であることから、多くの子どもはいじめられると誰かしらに相談していると推測される。担任に相談した割合が 69.5%と半分を超えている。次いで割合が大きいのが保護者や家族であり、いじめられた子どもは身近な人に相談する傾向があることがわかる。反対に、スクールカウンセラー等や学校以外の相談機関に相談したという割合は小さいことから、子どもにとって身近ではない人はあまり相談されていないということが読み取れる。尚、スクールカウンセラーに関しては 3-4-2 で記したように学校に勤務している時間が限られているために子どもが相談に行きづらい、そもそも自分の学校にスクールカウンセラーが設置されていないために相談できないということも考えられる。

次に、いじめの発見について考える。グラフ I はいじめ発見のきっかけの割合をまとめたものである。最も高い割合を示している項目は「アンケートなどの学校の取り組み」であり、学校側のいじめへの取り組みが一定の効果を上げていることが示されている。注目したいのが、「担任が発見」の割合が 3 番目に高い割合を示していることである。いじめの相談相手のデータにおいても「担任」は高い割合を示しており、いじめへの対応では担任の存在が非常に大きいことが読み取れる。

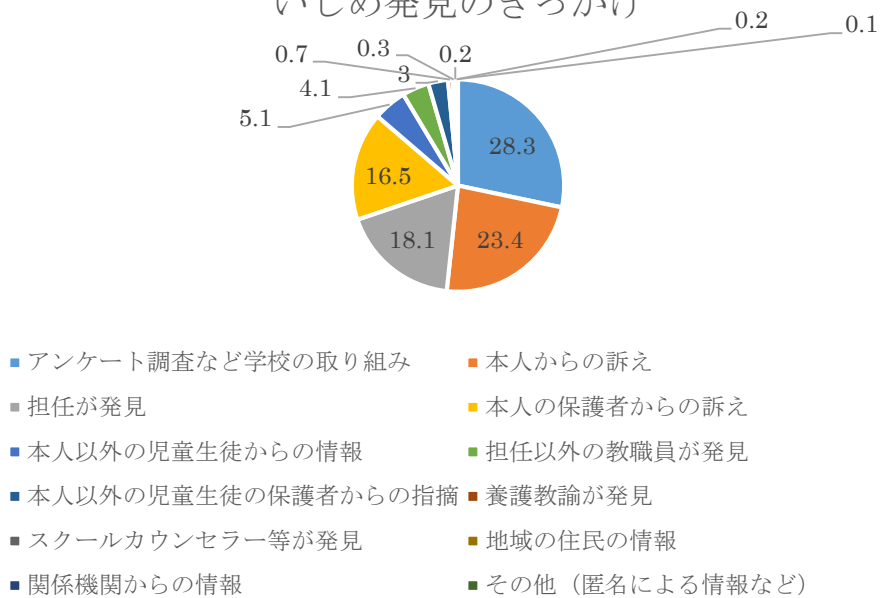
### いじめられた者の相談相手（平成23年度）



グラフ H

（単位は% 平成 25 年版子ども・若者白書 [http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h25honpen/b1\\_03\\_01.html](http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h25honpen/b1_03_01.html) を参考に筆者作成）

### いじめ発見のきっかけ



グラフ I

（単位は% 平成 25 年版子ども・若者白書 [http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h25honpen/b1\\_03\\_01.html](http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h25honpen/b1_03_01.html) を参考に筆者作成）



### 3-7 現状分析まとめ

いじめには心理的な攻撃によるものと物理的な攻撃によるものがあり、心理的な攻撃の割合の方が高い。また、いじめのきっかけには加害者の主観的判断に基づくものが多く、さらには割合別に見ると「特に理由はない」というという割合が男は1番目、女は2番目に高い。このことから、いじめは原因がはっきりしないものも多く、原因を調べて根絶する、ということは極めて困難である。さらに、いじめた経験だけでなく、いじめられた経験を持つ者の割合が高く、いじめは連鎖的なものであるということが読み取れた。いじめの対策としてスクールカウンセラーの配置が行われているが、勤務時間や配置の割合の地方による差など、課題もあるということがわかった。いじめの相談や発見などの対応においては、子どもにとって身近な人が子どもに頼りにされているということがわかった。その中でも特に担任は特にいじめ対応に貢献しているということがわかった。

## 4. 原因分析

### 4-1 臨床心理士の数

スクールカウンセラーの配置に関する課題の原因には臨床心理士の数が挙げられる。3-2-1で触れたように、スクールカウンセラーの8割は臨床心理士である。一般社団法人日本臨床心理士会のホームページによると日本には2013年4月1日現在、臨床心理士の有資格者は24980名いるという。それに対して全国の学校（盲・ろう・養護学校を含む）の数は公立校だけでも39025校である（平成14年度の文部科学省初等中等教育局の調査報告による）。全ての学校にスクールカウンセラーを配置するなどということは不可能であり、スクールカウンセラーの配置に差が出るという現実につながっている。また、複数の学校を掛け持ちするスクールカウンセラーも生まれ、一つ一つの学校における勤務時間の短縮にも繋がっている。

### 4-2 スクールカウンセラーへの給与

次にスクールカウンセラーを採用した場合に必要な資金を考える。スクールカウンセラーの時給は自治体や学校によって異なる。ここでは平成23年度の神奈川県の時給が3500円なので、それに基づいて考えていく。

日本には、公立の中学校だけで10,810校もの学校がある。47都道府県で平均すると約230校である。仮に各校に一人ずつスクールカウンセラーを配置しようとするれば、各都道府県は230人のスクールカウンセラーをそろえなければならない。スクールカウンセラーの

勤務時間を週 8 時間とすると、230 人全てのスクールカウンセラーの給与として、年間 30 9,120,000 円が支払われることになる。

#### 4-3 原因分析まとめ

現状分析で取り上げたスクールカウンセラーの課題には 2 つの原因が考えられる。1 つはスクールカウンセラーの多くは臨床心理士であるにもかかわらず、臨床心理士の有資格者の数は学校の数を圧倒的に下回っていることである。臨床心理士の不足によってスクールカウンセラーを設置できない学校が生まれるだけでなく、勤務時間の短縮にも繋がっている。2 つ目の原因には、スクールカウンセラーへの給与が考えられる。

### 5. 政策

#### 5-1 教員採用試験における臨床心理士有資格者の優遇制度の拡充

原因分析の章であげた、臨床心理士の数の不足と高額な必要資金のために、スクールカウンセラーを全ての学校に設置することは極めて困難である。しかしながら、いじめ問題に対処するためには一定程度の技術を持った人材を学校に設置することが有効である。

ここで、担任という存在に注目したい。3-3 で述べたように、いじめの相談や発見において、担任は非常に貢献している。保護者や家族と違って子どもの学校での様子を直接見ることができる点、他の教職員や外部の機関と違って当事者の子どもと日常的に接する機会がある点など、担任は非常に有利な面がある。

したがって、スクールカウンセラーの不足という現状に対して、カウンセリング等の技術を持った教師を増加させることを政策の目的とする。そのために、教員採用試験における臨床心理士有資格者の優遇制度の拡充という政策を打ち出す。

#### 5-2 教員採用試験における優遇制度

現在、教員採用試験においては特定の要件を満たしたり、特定の資格を持っていたりすると一次試験の免除などの優遇をされる制度が存在する。特定の資格は各自治体によって異なり、例えば理学療法士や介護福祉士などが挙げられる。また、TOEIC で一定の成績を残していたり、民間企業で働いた経験やスポーツの国際大会に出場した経験があったりすると優遇される場合もある。

しかし、臨床心理士の有資格者に対して優遇制度を適用している自治体はわずかである。文部科学省のホームページによると、平成 27 年度に臨床心理士有資格者に対して優遇制度

を適用した自治体は川崎市、浜松市、富山県、奈良県、愛媛県、佐賀県の 6 つだけであった。

### 5-3 効果

本政策は、まだわずかしか適用されていない臨床心理士有資格者の優遇制度を拡充するというものである。本政策を行うことによって期待される効果を以下に記していく。

まずは、教師がいじめに対処するスキルを身につけられるということである。3-3 で述べたように、いじめの相談や発見には担任という存在が非常に大きい。相談に関しては、最もよく相談を受けているのは担任なので、臨床心理の知識や技術を持った教師が増加すれば、より質の高いケアや処置が行えると考えられる。発見に関しても、子どものわずかな変化やサインに気付きやすくなり、早期処置の質の向上が期待できる。

## 6. 参考文献

「いじめ問題」アンケート結果 「Q8 いじめた経験だけでなく、自分もいじめられた経験がありますか？（※Q7 で(1)または(2)（=いじめたことがある）と答えた方のみ）」

<http://info.nicovideo.jp/enquete/special/ijime/201208/>

「いじめ問題」アンケート結果 「Q9 いじめをしたきっかけはどのようなことでしたか？

(※Q7 で(1)または(2) (=いじめたことがある) と答えたかたのに) <http://info.nicovideo.jp/enquete/special/ijime/201208/>

<http://info.nicovideo.jp/enquete/special/ijime/201208/>

伊藤茂樹編著 (2007) 『リーディングス日本の教育と社会 第8巻 いじめ・不登校』日本図書センター

今津孝次郎(2014) 『学校と暴力—いじめ・体罰問題の本質—』平凡社

黒崎勲・佐伯胖・佐藤学・田中孝彦・浜田寿美男・藤田英典編 (1998) 『岩波講座 現代の教育 第4巻 いじめと不登校』岩波書店

ストップいじめ！ナビ 統計データ「いじめは『急増』も『急減』もしていない」

<http://stopijime.jp/data>

政府統計の総合窓口ホームページ 「公立学校施設実態調査 平成14年度」 <https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?toGL08020103&tclassID=000001015700&cycleCode=0&requestSender=dsearch>

<https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?toGL08020103&tclassID=000001015700&cycleCode=0&requestSender=dsearch>

<https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?toGL08020103&tclassID=000001015700&cycleCode=0&requestSender=dsearch>

政府統計の総合窓口 GL08020103 「市町村別集計 学校調査 (中学校) <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034570>

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034570>

都道府県表-統計表一覧 政府統計の総合窓口 GL08020103 「相談員・スクールカウンセラーの設置状況 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001015757&cycode=0>

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001015757&cycode=0>

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001015757&cycode=0>

平成14年度版青少年白書本編 第3節 問題行動の諸形態 3 いじめ (1) いじめの状況「ウ いじめの様態」 <http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h14zenbun/html/table/tb1-5-8.html>

<http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h14zenbun/html/table/tb1-5-8.html>

<http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h14zenbun/html/table/tb1-5-8.html>

平成25年版子ども・若者白書 (全体版) -内閣府 第3章 成育環境 第1節 教育

3 学校に係る諸問題 (1) いじめ [http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h25honpen/b1\\_03\\_01.html](http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h25honpen/b1_03_01.html)

[http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h25honpen/b1\\_03\\_01.html](http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h25honpen/b1_03_01.html)

平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について [www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/.../1325751\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/.../1325751_01.pdf)

[www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/.../1325751\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/.../1325751_01.pdf)

文部科学省ホームページ 2 スクールカウンセラーについて [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/kyouiku/houkoku/07082308/002.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/kyouiku/houkoku/07082308/002.htm)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/kyouiku/houkoku/07082308/002.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/kyouiku/houkoku/07082308/002.htm)

文部科学省ホームページ 平成27年度教員採用等の改善に係る取り組み事例 3-1 試験

免除・特別選考等 (概要・試験免除) [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/01/30/1354812\\_04.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/01/30/1354812_04.pdf)

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/01/30/1354812\\_04.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/01/30/1354812_04.pdf)

文部科学省ホームページ 平成27年度教員採用等の改善に係る取り組み事例 3-2 試験

免除・特別選考等 (特別選考) [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/01/30/1354812\\_05.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/01/30/1354812_05.pdf)

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/01/30/1354812\\_05.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/01/30/1354812_05.pdf)

みんなで考えよう！職場のパワーハラスメント あかるい職場応援団 パワーハラスメン

トの現状に関する数字 (1)都道府県労働局等への相談件数や労災補償の状況「都道府県労働局等への相談件数」 <http://no-pawahara.mhlw.go.jp/statistics/state>